

ID: 708

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	生産緑地内の原状回復命令等		
<b>法令名 根拠条項</b>	生産緑地法 第9条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和49年法律第68号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第9条 市町村長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 777

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	原状回復等の措置の指示		
法令名 根拠条項	都市公園法 第10条第2項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第10条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 778

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	原因者への費用負担命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第13条		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第13条の規定による。                  (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 779

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	附帯工事原因者への費用負担命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第14条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第14条第2項の規定による。                  (附帯工事に要する費用)</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 780

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第26条第2項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第26条第2項の規定による。  (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 781

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市公園法 第26条第4項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和31年法律第79号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第26条第3項及び第4項の規定による。                  (公園保全立体区域における行為の制限)                  第26条                  3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。                  4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 782

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	都市公園の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	都市公園法 第27条第1項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 783

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	工作物等の除去などの措置に係る費用負担		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第27条第9項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第27条第9項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 784

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第10条の規定による。 (原状回復)</p> <p>第10条 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占有の期間が満了したとき、又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占有を廃止したときは、ただちに都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。</p> <p>2 公園管理者は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 785

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第13条の規定による。 (原因者負担金)</p> <p>第13条 公園管理者は、都市公園に関する工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は都市公園を損傷した行為若しくは都市公園の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)により必要を生じた都市公園に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為について費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 786

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第14条第2項の規定による。 (付帯工事に要する費用)</p> <p>第14条</p> <p>2 公園管理者は、前項の都市公園に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものであるときは、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部を、その必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に負担させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 787

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第26条第2項の規定による。                  (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>2 公園管理者は、前項に規定する損害を防止するため特に必要があると認める場合においては、同項に規定する所有者又は占有者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 788

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第26条第3項及び第4項の規定による。                  (公園保全立体区域における行為の制限)</p> <p>第26条</p> <p>3 第1項に規定する所有者又は占有者は、同項に規定するもののほか、土石の採取その他の公園保全立体区域における行為であつて、立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行つてはならない。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定に違反している者に対し、行為の中止、物件の改築、移転又は除却その他立体都市公園の構造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 789

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第27条第1項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条 公園管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許可若しくは認定を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却、当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律(前条を除く。以下この号において同じ。)若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この法律の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段によりこの法律の規定による許可又は認定を受けた者</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 790

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市公園法 第33条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和31年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第27条第9項の規定による。 (監督処分)</p> <p>第27条</p> <p>9 第3項から第6項までに規定する工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第3項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 791

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b> 法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 792

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の納付		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第99条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 793

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	特定建築者の決定の取消し		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条の8第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b> 法第99条の8第1項の規定による。 (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置) 第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合 においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 794

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の明渡し請求		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第99条の8第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第99条の8第2項の規定による。                  (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 795

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第99条の8第5項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 796

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第99条の8第5項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第99条第3項の規定による。                  (費用の徴収)                  第99条                  3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 797

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	清算金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第104条		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>                  法第104条の規定による。                  (清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> <p>2 第99条の2第3項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合には、施行者は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と第99条の6第2項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 798

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	延滞金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第106条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 799

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	清算金の徴収(第104条第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第111条		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第104条第1項の規定による。 (清算)</p> <p>第104条 前条第1項の規定により確定した施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、使用収益権又は建築物の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と第88条第1項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 800

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の24第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b> 法第118条の24第1項の規定による。 (清算) 第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 801

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の24第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b>			
準用する法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)			
第106条			
3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。			
政令第43条の規定による。 (延滞金)			
第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。			
2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 802

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の25の3第3項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第118条の24第1項の規定による。                  (清算)                  第118条の24 前条第1項の規定により確定した従前の権利の価額と同項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 803

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の25の3第3項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第118条の24第2項において準用する法第106条第3項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>3 前項の督促をするとき、組合にあつては定款で定めるところにより、再開発会社にあつては規準で定めるところにより、地方公共団体又は機構等にあつては政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>政令第43条の規定による。 (延滞金)</p> <p>第43条 法第106条第3項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額(以下この項において「督促額」という。)が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。</p> <p>2 前項の延滞金は、その額が10円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 804

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>物件の移転命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市再開発法 第118条の27第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和44年法律第38号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第118条の27の規定による。                  (物件の移転命令)                  第118条の27 第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。                  2 第98条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第96条第3項の場合」とあるのは、「第118条の27第1項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 805

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の28第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第1項の規定による。</p> <p>(特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8 施行者は、特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 806

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第2項の規定による。                  (特定施設建築物が建築計画に従って建築されない場合の措置)</p> <p>第99条の8</p> <p>2 施行者は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 807

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の28第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 808

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の28第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第3項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する前条第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ、納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 809

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	公共施設管理者に対する負担金の請求		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第121条第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第121条の規定による。 (公共施設管理者の負担金)</p> <p>第121条 施行者は、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設で政令で定めるものの管理者又は管理者となるべき者に対し、当該公共施設の整備に要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による費用の負担については、あらかじめ、個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の承認を得、その他の市街地再開発事業にあつては当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者と協議し、その者が負担すべき費用の額を事業計画において定めておかなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 810

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	違反建築物に対する措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市緑地法 第37条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第37条第1項の規定による。 (違反建築物に対する措置)</p> <p>第37条 市町村長は、第35条(第3項を除く。)の規定又は同項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>③ 違反建築物に対する措置</p> <p>法第37条第1項の当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対する違反是正のための必要な措置の命令とは、市区町村長が、個別の違反の内容を踏まえ、それを是正するために必要な期限を定めて、緑化施設の設置や植栽の補植など、法第35条の規定(同条第4項を除く。)又は法第35条第3項の規定により許可に付された条件を満たすための措置をとる旨を命ずることが考えられる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 811

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第64条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第64条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第64条 市町村長は、認定事業者が認定計画に従って市民緑地の設置及び管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)</p> <p>⑩ 改善命令</p> <p>改善命令は、認定計画に従って緑化施設等の整備を行っていないと認める場合に、認定計画に従った緑化施設等の整備を実施するよう指導を行うものであり、認定事業者が改善命令を遵守し、認定計画に従った緑化施設等の整備が確実に実行し得るよう、「改善に必要な措置」は十分な期間を定めて命じるとともに、措置の内容は改善に有効かつ適切なものであることが望ましい。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 812

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第65条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第65条の規定による。 (認定の取消し)</p> <p>第65条 市町村長は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 828

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築物の移転又は除去費用の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第78条第2項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第78条第2項の規定による。 (移転等に伴う損失補償)</p> <p>第78条</p> <p>2 前条第1項の規定により施行者が移転し、若しくは除却した建築物等又は同条第2項の照会を受けた者が自ら移転し、若しくは除却した建築物等が、第76条第4項若しくは第5項、都市計画法第81条第1項若しくは第2項又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条の規定により移転又は除却を命ぜられているものである場合においては、施行者は、前項の規定にかかわらず、これらの建築物等の所有者に対しては、移転又は除却により生じた損失を補償することを要しないものとし、前条第1項の規定によりこれらの建築物等を移転し、又は除却した場合におけるその移転又は除却に要した費用は、これらの建築物等の所有者から徴収することができるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 829

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	仮清算金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第102条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b>                  法第102条第1項の規定による。                  (仮清算)                  第102条 施行者は、第98条第1項の規定により仮換地を指定した場合又は第100条第1項の規定により使用し、若しくは収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、第94条に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は交付の方法に準ずる方法により徴収し、又は交付することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 830

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	清算金の徴収		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第110条第1項		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第110条第1項の規定による。 (清算金の徴収及び交付)</p> <p>第110条 施行者は、第103条第4項の公告があつた場合においては、第104条第8項の規定により確定した清算金を徴収し、又は交付しなければならない。この場合において、確定した清算金の額と第102条第1項の規定により徴収し、又は交付した仮清算金の額との間に差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 832

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第117条の2第4項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第117条の2第4項の規定による。          (住宅先行建設区における住宅の建設)</p> <p>第117条の2</p> <p>4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第85条の2第5項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 833

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	物件移転費用等の納付命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地収用法 第128条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和26年法律第219号		
<p><b>【基準】</b>                  法第128条第3項の規定による。                  第128条                  3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
<b>備考</b>	事象により他課の場合あり		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 834

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第128条第3項の規定による。</p> <p>第128条</p> <p>3 市町村長は、第1項に規定する費用を前項において準用する第102条の2第3項の規定によつて徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、第1項に規定する者に対し、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。</p>			
備考	事象により他課の場合あり		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 952

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	違反建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第64条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第64条第1項の規定による。                  (違反建築物に対する措置)</p> <p>第64条 市町村長は、第62条の規定に違反した建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。以下同じ。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 953

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	景観法 第70条第1項		
<b>法令番号</b>	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第70条第1項の規定による。                  (形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置)</p> <p>第70条 市町村長は、前条第2項の規定により第62条から第68条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1295

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	措置命令及び指定の取消し		
法令名 根拠条項	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 第36条第2項及び第3項		
法令番号	平成20年法律第40号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第36条第2項及び第3項の規定による。 (監督等)</p> <p>第36条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第34条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考	<p>現時点該当なし 今後も該当なければ削除</p>		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1305

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	改善措置命令及び指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再生特別措置法 第121条第2項及び第3項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第22号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第121条の規定による。 (監督等)</p> <p>第121条 市町村長は、第119条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、推進法人が第119条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第118条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1542

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	受益者負担金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市計画法 第75条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和43年法律第100号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第75条第1項の規定による。                  (受益者負担金)</p> <p>第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 1543

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	受益者負担金の督促		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市計画法 第75条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和43年法律第100号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第75条第3項の規定による。 (受益者負担金)</p> <p>第75条</p> <p>3 前2項の規定による受益者負担金(以下この条において「負担金」という。)を納付しない者があるときは、国、都道府県又は市町村(以下この条において「国等」という。)は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1544

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	特定事業参加者の負担金の徴収		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第56条の2第1項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b> 法第56条の2第1項の規定による。 (特定事業参加者の負担金) 第56条の2 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、政令で定めるところにより、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1545

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	負担金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第1項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第56条の3第1項の規定による。                  (負担金の滞納処分)</p> <p>第56条の3 地方公共団体は、特定事業参加者が前条第1項の負担金を滞納したときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1546

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	費用の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第99条第4項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第99条第4項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1547

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	延滞金の徴収		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第56条の3第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第56条の3第2項の規定による。                  (負担金の滞納処分)</p> <p>第56条の3</p> <p>2 前項の督促をするときは、政令で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1548

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	清算金の督促		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第106条第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<b>【基準】</b> 法第106条第2項の規定による。 (清算金の徴収) 第106条 2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1549

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	清算金の督促(第106条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の24第2項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b>                  準用する法第106条第2項の規定による。                  (清算金の徴収)                  第106条                  2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1550

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第118条の25の3第3項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第118条の24第2項において準用する法第106条第2項の規定による。 (清算金の徴収)</p> <p>第106条</p> <p>2 個人施行者以外の施行者は、第104条第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付したときは、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 1551

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	費用の督促(第99条第4項の準用)		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第99条の8第5項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>準用する法第99条第4項の規定による。                  (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1552

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
<p>【基準】</p> <p>法第99条の8第5項において準用する法第99条第4項の規定による。 (費用の徴収)</p> <p>第99条</p> <p>4 市町村長は、前項の規定によつて通知を受けた者が同項の規定によつて通知された期限を経過しても同項の規定により納付すべき金額を完納しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1553

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	清算金の督促		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第110条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第110条第3項の規定による。 (清算金の徴収及び交付)</p> <p>第110条</p> <p>3 第3条第2項から第5項まで、第3条の2又は第3条の3の規定による施行者は、第1項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を付した場合には、その利子を含む。以下同じ。)を滞納する者がある場合においては、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1590

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	協定の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再生特別措置法 第77条		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第22号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第77条の規定による。  (協定の認定の取消し)</p> <p>第77条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 認定都市利便増進協定の内容が第75条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が当該認定都市利便増進協定の定めるところに従い行われていないと認めるとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1598

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	是正命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	駐車場法 第19条		
<b>法令番号</b>	昭和32年法律第106号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第19条の規定による。 (是正命令)</p> <p>第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1600

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	違反施設に対する措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	流通業務市街地の整備に関する法律 第6条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和41年法律第110号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第6条第1項の規定による。                  (違反施設に対する措置)</p> <p>第6条 都道府県知事等は、前条第1項の規定に違反した施設については、その所有者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、その施設の移転、除却若しくは改築又は用途の変更(以下この条及び第49条において「施設の移転等」という。)をすべきことを命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により施設の移転等を命じようとする場合において、過失がなくその施設の移転等を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、その者の負担において、その施設の移転等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、施設の移転等を行うべき旨及びその期限までに施設の移転等を行わないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、施設の移転等を行う旨を公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により施設の移転等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。</p>			
<b>備考</b>	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1642

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市の低炭素化の促進に関する法律 第14条		
<b>法令番号</b>	平成24年法律第84号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第14条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第14条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が認定集約都市開発事業計画に従って認定集約都市開発事業を施行していないと認めるときは、当該認定集約都市開発事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1643

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	集約都市開発事業計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成24年法律第84号		
<b>【基準】</b> 法第15条の規定による。 (集約都市開発事業計画の認定の取消し) 第15条 市町村長は、認定集約都市開発事業者が前条の規定による命令に違反したときは、第10条第1項の認定を取り消すことができる。			
備考	現時点該当なし		
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日



ID: 1703

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合に対する監督処分
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第161条第3項、第4項及び第7項
法令番号	平成14年法律第78号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第161条の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第161条 都道府県知事等は、組合の実施するマンション敷地売却事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第129条において準用する第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第131条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第126条第3項において準用する第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第132条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	
備考	

<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1704

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	勧告に係る措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条第3項		
<b>法令番号</b>	平成26年法律第127号		
<b>【基準】</b>	<p>法第14条第3項の規定による。 (特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1793

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	推進法人に対する改善命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第72条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第72条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第72条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1794

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	推進法人の指定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市緑地法 第73条第1項		
<b>法令番号</b>	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第73条第1項の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第73条 市町村長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1819

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	業務運営改善の措置命令等		
法令名 根拠条項	都市計画法 第75条の7第2項及び第3項		
法令番号	昭和43年法律第100号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第75条の7の規定による。 (監督等)</p> <p>第75条の7 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、都市計画協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、都市計画協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該都市計画協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、都市計画協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1820

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	立地誘導促進施設協定の認可の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再生特別措置法 第109条の6第1項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第22号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第109条の6第1項の規定による。                  (立地誘導促進施設協定の認可の取消し)</p> <p>第109条の6 市町村長は、第109条の4第3項において準用する第45条の2第4項、第45条の5第1項又は第45条の11第1項の認可をした後において、当該認可に係る立地誘導促進施設協定の内容が第109条の4第3項において準用する第45条の4第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、当該立地誘導促進施設協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに、その旨を、協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該立地誘導促進施設協定の効力が及ばない者を除く。)に通知するとともに、公告しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1867

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	勧告履行命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再生特別措置法 第62条の10第5項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第22号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第62条の10第5項の規定による。</p> <p>(出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等)</p> <p>第62条の10 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場(路外駐車場であって、自動車の駐車のために供する部分の面積が駐車場出入口制限道路の交通の現状及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいう。以下同じ。)を設置し、又は当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。ただし、当該駐車場出入口制限道路に接して当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として市町村の条例で定める場合にあつては、この限りでない。</p> <p>2 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の設置に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>3 都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その変更後の当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。</p> <p>4 市町村長は、前2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第1項の規定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該届出に係る出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置に関し設計の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>5 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 1906

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	敷地分割事業の促進を図るため必要な措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第213条第2項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第213条の規定による。                  (組合に対する報告、勧告等)</p> <p>第213条 都道府県知事等は、組合に対し、その実施する敷地分割事業に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその実施する敷地分割事業の円滑な実施を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 1907

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	組合に対する監督処分
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第214条第3項、第4項及び第7項
法令番号	平成14年法律第78号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第214条の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第214条 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第178条において準用する第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第180条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第175条第3項において準用する第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第181条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	
備考	

<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 3009

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>許可の取消し、変更、効力の停止、条件の変更及び条件の付加並びに工事その他の行為の停止並びに建築物その他の工作物及び物件の改築、移転及び除却その他の違反を是正するため必要な措置の命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市計画法 第81条第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和43年法律第100号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第81条第1項の規定による。                  (監督処分等)                  第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。                  (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者                  (2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者                  (3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者                  (4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p>			
<p>備考</p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月30日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 3011

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の原状回復並びに建築物その他の工作物及び物件の移転及び除却の命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第66条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第66条第4項の規定による。                  (建築行為等の制限)</p> <p>第66条</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 3014

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の原状回復並びに建築物その他の工作物及び物件の移転及び除却の命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	土地区画整理法 第76条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和29年法律第119号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第76条第4項の規定による。                  (建築行為等の制限)</p> <p>第76条</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 3015

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	設計の変更その他の必要な措置の命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	景観法 第17条第1項		
<b>法令番号</b>	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第17条第1項の規定による。 (変更命令等)</p> <p>第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 3016

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	景観法 第17条第5項		
<b>法令番号</b>	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第17条第5項の規定による。 (変更命令等)</p> <p>第17条</p> <p>5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月30日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 3018

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の原状回復並びに建築物その他の工作物及び物件の移転及び除却の命令		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第4項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第9条</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5015

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	監督処分
法令名 根拠条項	都市計画法 第81条第1項
法令番号	昭和43年法律第100号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第81条の規定による。 (監督処分等)</p> <p>第81条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>	
備考	

設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 5018

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>違反行為に対する措置命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市再開発法 第7条の5第1項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和44年法律第38号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第7条の5の規定による。                  (違反行為に対する措置)                  第7条の5 建築許可権者は、前条第1項の規定に違反した者があるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。                  2 前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、建築許可権者は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、建築許可権者又はその命じた者若しくはその委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。                  3 前項の規定により必要な措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 5022

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	原状回復又は建築物等の移転等の命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市再開発法 第66条第4項		
<b>法令番号</b>	昭和44年法律第38号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第66条第4項の規定による。                  (建築行為等の制限)</p> <p>第66条</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5044

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>原状回復等の命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>土地区画整理法 第76条第4項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和29年法律第119号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第76条第4項の規定による。                  (建築行為等の制限)                  第76条                  4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 5054

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>緑地保全地域における行為の禁止等の命令</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市緑地法 第8条第2項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和48年法律第72号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第8条第1項及び第2項の規定による。                  (緑地保全地域における行為の届出等)</p> <p>第8条 緑地保全地域(特別緑地保全地区及び第20条第2項に規定する地区計画等緑地保全条例により制限を受ける区域を除く。以下この条及び第6章第2節において同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築                  (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更                  (3) 木竹の伐採                  (4) 水面の埋立て又は干拓                  (5) 前各号に掲げるもののほか、当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>2 都道府県知事等は、緑地保全地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、当該緑地の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、緑地保全計画で定める基準に従い、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 5055

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>原状回復命令等</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>都市緑地法 第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。)</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和48年法律第72号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第1項の規定による。 (原状回復命令等)</p> <p>第9条 都道府県知事等は、前条第2項の規定による処分に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和3年11月25日改正)参照</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年4月1日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>



ID: 5084

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	土地の原状回復又は建築物等の移転等の命令
<b>法令名称 根拠条項</b>	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 第21条第6項
<b>法令番号</b>	平成4年法律第76号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第21条第6項の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第21条 拠点整備促進区域内において土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下この条及び次条において「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 主として第19条第1項第1号に規定する業務施設の建設の用に供する目的で行う2ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該拠点整備促進区域の他の部分についての土地区画整理事業の施行を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、土地区画整理法第76条第1項各号に掲げる公告があった日後は、当該公告に係る土地の区域内においては、適用しない。</p> <p>4 都市計画法第53条の規定中市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の制限に</p>	

関する部分は、拠点整備促進区域内においては、適用しない。

- 5 第1項の許可には、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 6 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 7 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 8 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

設定年月日

令和4年4月1日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 5103

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転等の命令
法令名称 根拠条項	被災市街地復興特別措置法 第7条第5項
法令番号	平成7年法律第14号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第7条第5項の規定による。 (建築行為等の制限等)</p> <p>第7条 被災市街地復興推進地域内において、第5条第2項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの</p> <p>(2) 非常災害(第5条第1項第1号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為</p> <p>(3) 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為</p> <p>2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。</p> <p>(1) 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する0・5ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの</p> <p>ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第2号に該当する土地の形質の変更</p> <p>(2) 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築</p> <p>ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築</p> <p>(1) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。</p> <p>(2) 主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。</p> <p>(3) 容易に移転し、又は除却することができること。</p> <p>(4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。</p> <p>ハ 次条第4項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第3項第1号に該当する建築物の新築、改築又は増築</p> <p>3 第1項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。</p>	

- (1) 都市計画法第4条第5項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第20条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第5号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
  - (2) 都市計画法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められた区域
  - (3) 都市計画法第12条の4第1項第4号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第1号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
  - (4) 土地区画整理法第76条第1項第1号から第3号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第4項に規定する施行地区
  - (5) 都市再開発法第60条第2項第1号に掲げる公告 当該公告に係る同法第2条第3号に規定する施行地区
  - (6) 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要なとされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第1項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。
- 5 都道府県知事等は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

<b>備考</b>			
	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5112

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成5年法律第52号		
<b>【基準】</b> 法第10条の規定による。 (改善命令) 第10条 都道府県知事等は、認定事業者が認定計画に従って特定優良賃貸住宅の建設又は管理を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5113

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	計画の認定の取消し		
<b>法令名 根拠条項</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第11条第1項		
<b>法令番号</b>	平成5年法律第52号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第11条の規定による。                  (計画の認定の取消し)</p> <p>第11条 都道府県知事等は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>2 第4条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5115

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	土地の原状回復等の命令		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第9条第4項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第9条第4項の規定による。 (建築行為等の制限)</p> <p>第9条</p> <p>4 都道府県知事等は、第1項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、住宅地区改良事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5162

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	監督処分		
<b>法令名 根拠条項</b>	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第104条		
<b>法令番号</b>	昭和50年法律第67号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第104条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第104条 都府県知事(第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の規定により市の長の許可を受けなければならない場合にあつては、当該市の長。次項において同じ。)は、第7条第1項、第26条第1項又は第67条第1項の規定に違反した者又は前条の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な住宅市街地を開発し、又は良好な住宅街区を整備するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>			
<b>備考</b>	<p>現時点該当なし 今後も該当なければ削除</p>		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日



ID: 5198

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第97条第2項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第78号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第97条第2項の規定による。 (報告、勧告等)</p> <p>第97条 都道府県知事又は市町村長は、組合又は個人施行者に対し、その施行するマンション建替事業に関し、この法律(次章を除く。以下この節において同じ。)の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行するマンション建替事業の円滑な施行を図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合又は個人施行者に対し、マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5199

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	組合に対する監督処分
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第98条第3項、第4項及び第7項
<b>法令番号</b>	平成14年法律第78号
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第98条第3項、第4項及び第7項の規定による。 (組合に対する監督)</p> <p>第98条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前2項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 都道府県知事等は、第28条第3項の規定により組合員から総会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総会を招集しないときは、これらの組合員の申出に基づき、総会を招集しなければならない。第31条第4項において準用する第28条第3項の規定により総代から総代会の招集の請求があった場合において、理事長及び監事が総代会を招集しないときも、同様とする。</p> <p>6 都道府県知事等は、第23条第1項の規定により組合員から理事又は監事の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときは、これらの組合員の申出に基づき、これを組合員の投票に付さなければならない。第32条第3項において準用する第23条第1項の規定により、組合員から総代の解任の請求があった場合において、組合がこれを組合員の投票に付さないときも、同様とする。</p> <p>7 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。</p>	
<b>備考</b>	

<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5200

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	個人施行者に対する監督処分		
<b>法令名 根拠条項</b>	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第99条第1項及び第2項		
<b>法令番号</b>	平成14年法律第78号		
<b>【基準】</b>	<p>法第99条第1項及び第2項の規定による。 (個人施行者に対する監督)</p> <p>第99条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事等は、前項の規定により認可を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。</p> <p>4 個人施行者は、前項の公告があるまでは、認可の取消しによるマンション建替事業の廃止をもって第三者に対抗することができない。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 5238

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<b>処分の概要</b>	特定路外駐車場に係る基準適合命令		
<b>法令名 根拠条項</b>	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
<b>法令番号</b>	平成18年法律第91号		
<b>【基準】</b>			
<p>法第12条第3項の規定による。                  (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)</p> <p>第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあつては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<b>備考</b>	現時点該当なし		
<b>設定年月日</b>	令和4年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日